

米海兵隊員による住居侵入事件に関する意見書

去る2月18日午後1時半ごろ、本市伊佐区において、在沖米海兵隊キャンプ・フォスター所属の2等兵が民家屋上に正当な理由もなく不法侵入したとして、現行犯逮捕されるという事件がまたしても発生した。

昨年4月にも本市同区で、米兵による住居侵入事件がすでに起こっており、11月には読谷村、那覇市及びうるま市において同様な事件が発生し、今年に入ってからうるま市及び北谷町において、酒気帯び運転の米兵が逮捕される事件が連続的に起きている。

相次ぐ米兵による事件・事故が減少するどころか、ますます増加していることに対して、激しい憤りを覚えるとともに、断じて許すことはできない。

今回の事件は、在沖米軍の深夜外出禁止令が13日に緩和されてわずか数日で起こっており、白昼堂々と住宅地内で酒に酔った状態で民家に侵入するという事実自体、極めて悪質であり、米軍が事件・事故のたびに講じている綱紀粛正や再発防止策が、何ら実効性を持たず形骸化していることを自ら証明しているといっても過言ではない。

事件の背景には、戦後68年を経た今日においても沖縄は占領下だという意識が根底にあり、米軍に有利な地位協定により保護されているという現状に対し、日米地位協定を抜本的に改定すべきである。

よって、本市議会は、9万5千人余の市民、沖縄県民の尊い生命・財産と人権を守る立場から、相次ぐ米兵による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 当該事件の米兵に対する厳正な処罰を速やかに行うこと。
2. 在沖米軍人・軍属等への人権教育のあり方を根本的に見直すとともに、一層の綱紀粛正を図り、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ、速やかに公表すること。
3. 日米地位協定を抜本的に改定し、在沖米軍基地の一層の整理・縮小及び米軍基地普天間飛行場の即時閉鎖、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年2月26日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長